（講習事務の実施基準）

第三十九条　法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十二条の三第二項において読み替えて準用する法第十条の二十三第五号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（準用）

第四十一条　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十三条第六号	法第十条の二十二に	法第二十二条の三第二項において読み替えて準用する法第十条の二十三第五号に
第二十三条第八号	法第十条の二十三第三号から第六号	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十三第三号から第六号
第二十三条第九号	法第十条の二十四第一項各号	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十四第一項各号
第二十三条の二	法第十条の二十三第五号	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十三第五号
（略）		

（講習事務の実施基準）

第四十二条　法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十六条の五第二項において読み替えて準用する法第十条の二十三第五号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習事務の実施基準）

第三十九条　法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十二条の三第二項において読み替えて適用する法第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（準用）

第四十一条　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十三条第六号	法第十条の二十二に	法第二十二条の三第二項において読み替えて適用する法第十条の二十四第一項第一号に
第二十三条第九号	法第十条の二十三第四号から第六号	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十三第四号から第六号
第二十三条第十号	法第十条の二十四第一項各号	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条の二十四第一項各号
（新設）		
（略）		

（講習事務の実施基準）

第四十二条　法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十六条の五第二項において読み替えて適用する法第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。